

一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団訪問看護師就業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団が運営する能登北部地域の訪問看護ステーションの訪問看護師の安定的な確保を図るため、新たに穴水訪問看護ステーション、輪島訪問看護ステーション、能登中央訪問看護ステーション及び能登内浦訪問看護ステーション（以下「能登北部地域訪問看護ステーション」という。）に就職する看護師に対し、就業支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 就業支援金の交付対象者は、能登北部地域訪問看護ステーションの看護師として採用された者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

- 一 常勤職員として業務に従事する者又は非常勤職員として週30時間以上の業務に従事する者
- 二 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に採用された者
- 三 採用の日から3年以上、能登北部地域訪問看護ステーションに継続して勤務する意思を有する者

(就業支援金の額)

第3条 就業支援金の額は、別表のとおりとし、採用の日から継続して1年間就労するごとに、3年間を限度として交付するものとする。なお、就業支援金の交付は、1名につき1回限りとする。

(就業支援金の交付申請)

第4条 就業支援金の交付を受けようとする者は、訪問看護師就業支援金交付申請書（別記様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

(就業支援金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、就業支援金の交付が適切と認めるときは、訪問看護師就業支援金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の通知を受けた申請者は、1か月以内に訪問看護師就業支援金交付請求書（別記様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象者の区分	就業支援金の額	備 考	
常勤職員として業務に従事する者	就労から1年経過	200,000円	左記に定める就労年数を経過した日から、2か月以内に就業支援金交付申請を行うこととする。
	就労から2年経過	200,000円	
	就労から3年経過	200,000円	
非常勤職員として週30時間以上の業務に従事する者	就労から1年経過	100,000円	
	就労から2年経過	100,000円	
	就労から3年経過	100,000円	

別記様式第1号（第4条関係）

訪問看護師就業支援金交付申請書

年 月 日

一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団
理事長 殿

住 所
申請者 氏 名 (印)

このことについて、一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団訪問看護師就業支援金交付要綱第4条の規定により訪問看護師就業支援金の交付を申請します。

交付対象者 ※該当する項目に「○」を付けてください。		常勤職員として業務に従事する者
		非常勤職員として週30時間以上の業務に従事する者
雇用開始日	年 月 日	
就労年数 ※いずれかに「○」を付けてください。	1年 2年 3年	
交付申請額	円	

別記様式第2号（第5条関係）

訪問看護師就業支援金交付決定通知書

年 月 日

様

一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団
理事長

印

年 月 日付で申請のあった訪問看護師就業支援金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

就業支援金交付決定額 金 円

別記様式第3号（第6条関係）

訪問看護師就業支援金交付請求書

年 月 日

一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団
理事長 殿

住 所
申請者 氏 名 ⑩

年 月 日付で交付決定のあった訪問看護師就業支援金について、一般社団法人石川県医療在宅ケア事業団訪問看護師就業支援金交付要綱第6条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 就業支援金交付請求額 金 円
- 2 振込先金融機関口座

金融機関名・支店名	
預金種目・口座番号	
口座名義人	
フリガナ	